

昇降機等の政令等改正に伴う建築確認等における取扱いについて

平成 26 年 3 月
豊橋市建設部建築指導課

平成 26 年 4 月 1 日から施行される建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年 7 月 12 日国土交通省政令第 217 号）及びこれに伴う告示改正（以下、「政令等改正」という）において、確認申請等の取扱いについては、以下のとおりとする。

I 基本的な考え方

基準の適用日	ケース	～H26.3.31	H26.4.1 ～	確認申請
昇降機の工事着手日	①	□—■ ○—●		旧基準
	②	□—■	○—●	新基準
	③	□— ○—	—■ —●	新基準
	④	□—■ ○—	—●	新基準

凡例：□：建築物確認済証交付、■：建築物着工 —（アンダーライン）：基準の適用日
○：昇降機確認済証交付、●：昇降機着工

- 一 旧基準で確認済証の交付を受けたものを新基準とする場合は、計画変更の手続きが必要。
- 二 旧基準が適用される場合であっても、新基準による申請を妨げるものではない。
- 三 旧基準で設置されたものについては、新基準の施行日をもって「既存不適格建築物」として扱われる。（定期報告において、初回から「既存不適格」扱いになる。）

以 上